

## 第 2 1 号議案

東京都台東区保育の実施等に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 2 月 5 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提案理由 )

この案は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の改正に伴い、所要の改正を行うため提出します。

## 東京都台東区保育の実施等に関する条例の一部を改正する 条例

東京都台東区保育の実施等に関する条例（昭和62年3月台東区条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 東京都台東区保育所における保育等に関する条例

第1条中「保育の実施（以下単に「保育の実施」という。）」を「保育所における保育を行うこと」に、「。）の実施」を「。）を行うこと」に、「保育の実施に係る費用」を「保育所における保育を行うことに係る費用」に改める。

第2条の見出しを「（保育所における保育を行う基準）」に改め、同条第1項中「保育の実施」を「保育所における保育」に改め、同条第2項中「保育の実施を行つた」を「保育所における保育を行つた」に、「実施基準」を「基準」に、「保育の実施を解除する」を「保育所における保育を行うことを解除する」に改める。

第3条の見出しを「（幼児教育を行う基準）」に改め、同条中「の実施」を削る。

第4条第1項中「保育の実施」を「保育所における保育」に改め、同条第2項ただし書中「保育の実施が行われている児童」を「保育所における保育が行われている児童」に、「保育の実施に係る児童」を「保育所における保育を行うことに係る児童」に改め、同条第3項中「保育の実施」を「保育所における保育を行うこと」に改める。

第5条中「保育の実施」を「保育所における保育」に、「実施す

る」を「行う」に改める。

第6条第1項中「幼児教育の実施(保育の実施)」を「幼児教育を行つたとき(保育所における保育を行うこと)」に、「。」を行つたときは」を「。」は」に改め、同条第2項中「の実施」を削る。

別表第1備考中「保育の実施」を「保育所における保育」に改める。

別表第3中「延長保育を実施する」を「延長保育を行う」に改め、同表備考中「保育の実施」を「保育所における保育」に改める。

別表第5中「実施する日」を「行う日」に、「実施しない日」を「行わない日」に改める。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

( 東京都台東区立保育所条例の一部改正 )

2 東京都台東区立保育所条例(昭和36年4月台東区条例第2号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「東京都台東区保育の実施等に関する条例」を「東京都台東区保育所における保育等に関する条例」に改める。